

令和6年第8回教育委員会臨時会日程

1 日 時 令和6年11月7日(木)午前10時

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	小島孝之
生涯学習部長	奥山雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	小笠原ミツエ
学校教育部参事兼教育管理課長	小石川知治
生涯学習部参事兼中央公民館長	堀川政昭
教育指導課長	横瀬修克
学校給食課長	長谷修
文化財課長	藤原真吾
図書館長	増田潔
生涯学習・スポーツ課長補佐	村山雅一

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
- (3) 市 長 か ら の 意 見 聴 取
- (4) そ の 他
- (5) 閉 会 宣 言

別紙のとおり

(別紙)

◎ 市長からの意見聴取

- 議案第69号 令和6年度(2024年度)朝霞市一般会計補正予算(第8号)〈教育委員会関係分〉について
- 議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第71号 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第69号

令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算（第8号）
＜教育委員会関係分＞について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算（第8号）＜教育委員会関係分＞に同意することについて議決を求める。

令和6年11月7日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見隆久

令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算（第8号）＜教育委員会関係分＞

○ 歳 出 （款10 教育費）

（単位：千円）

項01 教育総務費

目02 事務局費

＜職員人件費＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
給料	153,576	△4,852	148,724	一般職給
職員手当等	112,054	△3,457	108,597	・扶養手当 △600 ・地域手当 △690 ・住居手当 △390 ・通勤手当 373 ・時間外勤務手当 1,360 ・管理職手当 △300 ・期末手当 △1,769 ・勤勉手当 △1,441
共済費	102,187	57	102,244	・埼玉県市町村職員共済組合負担金 ・埼玉県公立学校職員共済組合負担金

項02 小学校費

目01 学校管理費

＜小学校運営事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
職員手当等	4,089	△316	3,773	会計年度任用職員
旅費	274	△35	239	費用弁償
需用費	47,698	8,215	55,913	備品修繕料

＜小学校施設管理事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
需用費	164,470	4,279	168,749	電気料
委託料	87,675	1,162	88,837	学校用務

＜小学校図書整備事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
職員手当等	3,227	△167	3,060	会計年度任用職員 ・期末手当 △91 ・勤勉手当 △76

＜小学校コンピューター整備事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
備品購入費	0	5,228	5,228	教材教具購入費

<小学校小人数学級整備事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
備品購入費	51,489	6,755	58,244	校用器具購入費

項02 小学校費

目04 特別支援学級費

<小学校特別支援学級事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	4,272	△209	4,063	会計年度任用職員 ・期末手当 △114 ・勤勉手当 △95

項03 中学校費

目01 学校管理費

<中学校運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	1,890	△272	1,618	会計年度任用職員 ・期末手当 △148 ・勤勉手当 △124
旅費	364	△183	181	費用弁償
需用費	33,680	5,212	38,892	備品修繕料

<中学校施設管理事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
需用費	76,169	6,339	82,508	電気料

<中学校コンピューター整備事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
備品購入費	0	2,614	2,614	教材教具購入費

<中学校教育振興事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
負担金、補助及び交付金	7,647	6,650	14,297	選手派遣費補助金

<中学校特別支援学級事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	9,822	771	10,593	会計年度任用職員報酬
旅費	246	21	267	費用弁償

項01 教育総務費

目02 教育管理費

<就学・学齢簿整備事業 会計年度任用職員報酬>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	1,289	8	1,297	会計年度任用職員報酬

<第五中学校活性化対策事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	9,229	△471	8,758	会計年度任用職員 ・期末手当 △261 ・勤勉手当 △210
共済費	5,019	△1,238	3,781	会計年度任用職員 埼玉県公立学校職員共済組合負担金

項04 学校保健費

目01 学校保健費

<児童・生徒・教職員健康管理事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	31,475	1	31,476	会計年度任用職員報酬

項01 教育総務費

目03 教育指導費

<特色ある学校づくり支援事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	59,469	143	59,612	会計年度任用職員報酬
職員手当等	21,970	△210	21,760	会計年度任用職員 ・期末手当 △122 ・勤勉手当 △88
旅費	1,716	△277	1,439	費用弁償

<教育相談事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
需用費	87,328	21,782	109,110	光熱水費 ・電気料 11,544 ・ガス使用料 10,238
報酬	29,011	8	29,019	会計年度任用職員報酬
職員手当等	10,480	△57	10,423	会計年度任用職員 ・期末手当 △26 ・勤勉手当 △31
報償費	720	32	752	性暴力防止等に関する指針検討会議 構成員謝金
旅費	1,400	△119	1,281	費用弁償

<国際理解教育事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	52,416	139	52,555	会計年度任用職員報酬
旅費	2,042	198	2,240	費用弁償

項04 学校保健費

目02 学校給食費

<職員人件費>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
給料	92,444	△1,648	90,796	一般職給
職員手当等	60,138	△1,872	58,266	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養手当 78 ・地域手当 △239 ・住居手当 △336 ・通勤手当 13 ・管理職手当 △420 ・期末手当 △403 ・勤勉手当 △565
共済費	30,268	△113	30,155	埼玉県市町村職員共済組合負担金

<学校給食運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当	1,561	△92	1,469	会計年度任用職員 <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 △50 ・勤勉手当 △42

<給食センター管理事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
需用費	73,275	3,681	76,956	<ul style="list-style-type: none"> ・重油 427 ・電気料 1,670 ・ガス使用量 1,584

項05 社会教育費

目01 生涯学習費

<職員人件費>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
給料	52,868	△3,091	49,777	一般職給
職員手当等	40,909	△2,091	38,818	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養手当 △192 ・地域手当 △394 ・住居手当 336 ・通勤手当 △237 ・時間外勤務手当 425 ・期末手当 △954 ・勤勉手当 △1075
共済費	18,086	△894	17,192	埼玉県市町村職員共済組合負担金

<生涯学習啓発推進事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	6,354	24	6,378	会計年度任用職員報酬
職員手当等	2,263	△129	2,134	会計年度任用職員 ・期末手当 △70 ・勤勉手当 △59

<放課後子ども教室事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
役務費	149	238	387	・電話料 14 ・傷害保険料 224
使用料及び貸借料	0	87	87	・電算機借上料 21 ・アプリ使用料 66
備品購入費	0	467	467	庁用器具購入費

項06 社会体育費 目01 スポーツ振興費

<スポーツ振興事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	5,480	33	5,513	会計年度任用職員報酬
職員手当等	1,571	△135	1,436	会計年度任用職員 ・期末手当 △73 ・勤勉手当 △62

項06 社会体育費 目02 総合体育館費

<管理運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
委託料	55,577	5,013	60,590	体育施設指定管理料（総合体育館）

項06 社会体育費 目05 公園体育施設費

<管理運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
委託料	83,562	3,849	87,411	体育施設指定管理料（公園体育施設）

項05 社会教育費 目05 公民館費

<職員人件費>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
給料	75,212	144	75,356	一般職給
職員手当等	51,529	△1,023	50,506	・扶養手当 102 ・地域手当 44 ・住居手当 △840 ・通勤手当 33 ・管理職手当 120 ・勤勉手当 △482
共済費	23,994	267	24,261	埼玉県市町村職員共済組合負担金

<中央公民館管理事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
需用費	11,732	3,308	15,040	・電気料 3,308

<東朝霞公民館管理事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
需用費	2,926	520	3,446	・電気料 520

<南朝霞公民館管理事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
需用費	3,309	659	3,968	・電気料 659

<内間木公民館管理事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
需用費	3,629	92	3,721	・電気料 92

<施設改修事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
委託料	33,848	8,455	42,303	工事監理委託料
工事請負費	66,467	140,910	207,377	南朝霞公民館施設改修工事

項05 社会教育費

目06 図書館費

<職員人件費>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
給料	78,345	△2,419	75,926	・一般職給 △2,475 ・会計年度任用職員給(育休等代替) 56
職員手当等	52,092	△3,088	49,004	・扶養手当 500 ・地域手当 △377 ・会計年度任用職員(育休等代替) 7 ・住居手当 420 ・通勤手当 △130 ・管理職手当 △300 ・期末手当 △1,250 ・勤勉手当 △1,958
共済費	25,897	△1,621	24,276	埼玉県市町村職員共済組合負担金

<運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	30,527	279	30,806	会計年度任用職員報酬
職員手当等	8,879	△990	7,889	会計年度任用職員 ・期末手当 △539 ・勤勉手当 △451

<管理事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
需用費	8,832	764	9,596	・電気料 159 ・ガス使用料 605

<北朝霞分館運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	16,036	72	16,108	会計年度任用職員報酬

項05 社会教育費

目03 文化財保護費

<職員人件費>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
給料	52,716	△1,228	51,488	一般職給
職員手当等	38,156	△1,483	36,673	・扶養手当 △42 ・地域手当 △152 ・住居手当 △672 ・通勤手当 144 ・時間外勤務手当 130 ・期末手当 △411 ・勤勉手当 △480
共済費	17,962	△742	17,220	埼玉県市町村職員共済組合負担金

<埋蔵文化財センター管理事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
需用費	1,072	98	1,170	電気料

項05 社会教育費 目04 博物館費

<管理事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
需用費	5,111	3,816	8,927	電気料

議案第70号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第29条の規定により市長から意見を求められた刑法等の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に同意することについて議決を求め
る。

令和6年11月7日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見隆久

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について

(朝霞市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 朝霞市職員の給与に関する条例(昭和30年朝霞市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(朝霞市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 朝霞市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年朝霞市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号及び第4号並びに第7条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号及び第4号並びに第7条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部改正)

第5条 朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例(平成20年朝霞市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第41条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例の一部改正)

第6条 朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例(令和2年朝霞市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第24条及び第25条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(朝霞市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 朝霞市個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年朝霞市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項から第6項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正後

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

改正前

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

朝霞市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) 禁錮 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)</p>

市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者においてはその支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第7条 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>現に</u>逮捕されている</p>	<p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者においてはその支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第7条 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>現に</u>逮捕されている</p>

ときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4・5 (略)

ときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4・5 (略)

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者においてはその支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者においてはその支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に懲罰 以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し懲罰 以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第7条 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されている</p>	<p>第7条 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について懲罰 以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されている</p>

ときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4・5 (略)

ときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4・5 (略)

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(罰則) 第41条 第36条第1項第5号若しくは第10号の規定に基づく第37条の命令に従わない事業者又は偽りその他の不正な手段により、協議書若しくは変更協議書を締結した事業者又は検査済証の交付を受けた事業者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第41条 第36条第1項第5号若しくは第10号の規定に基づく第37条の命令に従わない事業者又は偽りその他の不正な手段により、協議書若しくは変更協議書を締結した事業者又は検査済証の交付を受けた事業者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>

朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(罰則) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)</p> <p>第25条 第19条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)</p> <p>第25条 第19条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金に処する。</p>

朝霞市個人情報保護の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(朝霞市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がなく、この条例の施行前において旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書(以下「旧公文書」という。)であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機を用いて検索できるように体系的に旧個人情報を記録したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がなく、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機以外的手段を用いて検索できるように体系的に旧個人情報を記録したものの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 第1項又は第2項に規定する者が、その業務に関して知り得た旧個人情報であって、旧公文書に記録されたものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、</p>	<p>附 則</p> <p>(朝霞市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がなく、この条例の施行前において旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書(以下「旧公文書」という。)であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機を用いて検索できるように体系的に旧個人情報を記録したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がなく、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機以外的手段を用いて検索できるように体系的に旧個人情報を記録したものの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 第1項又は第2項に規定する者が、その業務に関して知り得た旧個人情報であって、旧公文書に記録されたものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、</p>

1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
7・8 (略)

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
7・8 (略)

議案第71号

朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例に同意することについて議決を求める。

令和6年11月7日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

【参考資料】

朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

生涯学習部生涯学習・スポーツ課

1 改正理由

武道館改修工事により、利用者の利便性向上が図られることから、「使用料・手数料の見直し方針（令和元年5月策定）」に基づき、武道館使用料の改定を行う。

2 改正内容

(1) 団体使用料（柔道場・剣道場）

時間区分	現 行	改定後
午前9時～正午	700円	1,050円
午後1時～5時	1,000円	1,500円
午後6時～9時	1,500円	2,000円

※市外団体は2倍の金額。

(2) 個人使用料（柔道場・剣道場）

時間区分	現 行	改定後
午前9時～正午	100	150
午後1時～5時	150	220
午後6時～9時	200	300

※市外団体は2倍の金額。中学生以下は無料。

3 施行日

令和7年4月1日

朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

朝霞市体育施設設置及び管理条例（昭和57年朝霞市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第4号の表を次のように改める。

(4) 朝霞市立武道館使用料

種別		使用区分	午前	午後	夜間
			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時
柔道場・ 剣道場	個人	一般・高校生	150円	220円	300円
		中学生以下	無料	無料	無料
		市外居住者	300円	440円	600円
	団体	一般・高校生以下	1,050円	1,500円	2,000円
		市外居住者	2,100円	3,000円	4,000円
相撲場	個人	一般・高校生	100円	150円	200円
		中学生以下	無料	無料	無料
		市外居住者	200円	300円	400円
	団体	一般・高校生以下	700円	1,000円	1,500円
		市外居住者	1,400円	2,000円	3,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に施行日以後の使用について許可を受けた者からは、改正前の朝霞市体育施設設置及び管理条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該使用に係る改正後の朝霞市体育施設設置及び管理条例に定める額の使用料を徴収する。

朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

		改正後				改正前			
別表 (第8条関係)									
1 基本使用料									
(4) 朝霞市立武道館使用料									
種別	使用区分	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時		
個人	一般・高校生	150円	220円	300円	100円	150円	200円		
	中学生以下	無料	無料	無料	無料	無料	無料		
団体	市外居住者	300円	440円	600円	200円	300円	400円		
	一般・高校生以下	1,050円	1,500円	2,000円	700円	1,000円	1,500円		
	市外居住者	2,100円	3,000円	4,000円	1,400円	2,000円	3,000円		
相撲場	個人	100円	150円	200円	無料	無料	無料		
	団体	200円	300円	400円	700円	1,000円	1,500円		
	市外居住者	1,400円	2,000円	3,000円	1,400円	2,000円	3,000円		